岩見沢市告示第 １０８ 号

入　札　の　公　告

一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の６第１項の規定により、次のとおり告示する。

令和 ８ 年 ６ 月 ２３ 日

岩見沢市長　　松　野　　哲

１　入札に付する事項

（１）　調達案件の名称　①第１０号橋撤去工事
②令和８年度北１条団地電灯設備改修工事
③令和８年度日の出台団地１号棟外３電灯設備改修工事

（２）審査方式　　事後審査方式（開札の執行後に入札参加資格の確認を行う。）

（３）入札方式

この入札は、岩見沢市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う。

（４）分別解体の実施の義務付けについて

調達案件ごとに別表で定める。（「要」の場合、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第９条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書等に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。）

２　入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次のすべての要件のほか、調達案件ごとに別表で定める要件を満たしていること。

（１）政令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和７・８年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。

（３）この公告の日から開札日までの間に、「岩見沢市入札参加資格者指名停止基準」の規定に基づく指名停止を受けた期間が含まれていないこと（共同企業体の構成員を含む。）。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）。

（５）別表に設計業務等の受託者名が記載されている工事において、当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者（次のア又はイに該当する者をいう。）でないこと。

ア　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

（６）次のア又はイの基準を満たし、入札参加申請書の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にある者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項に該当するときは、専任の者であること。）を

配置できること（３ヶ月以上の雇用期間について、合併又は営業譲渡等があった場合には、この限りではない。）。

ア　区分（別表における「建設工事」又は「業務委託」いずれかの区分をいう。以下同じ。）が「建設工事」の調達案件にあっては、別表で定める「対応許可」における建設業法第２６条に規定する監理技術者、又は国家資格を有する主任技術者

イ　区分が「業務委託」の調達案件にあっては、主任技術者（別表で指定した場合に限る。）

（７）区分が「建設工事」の調達案件にあっては、現場代理人を工事現場に常駐で配置できること。ただし、常駐について、当該案件が「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領（令和５年４月２４日制定）」に該当するときは、この限りでない。

（８）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係（次の基準のいずれかに該当するものをいう。）がないこと。

ア　資本関係

①　子会社等と親会社等の関係にある場合（子会社等及び親会社等の定義は、会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２及び第４号の２の規定による。以下同じ。）

②　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（９）入札参加希望者（共同企業体及びその構成員を含む。）は、この公告の日前１ヶ月間に受渡しを行った本市発注の工事等の成績評定（本工事等と同じ種別のものに限る。）において、６５点未満の評定点を受けていないこと。

３　入札の参加資格審査申請等

（１）　入札参加希望者が提出する書類

入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）に、調達案件ごとに別表で指定した書類一式（以下「資料」という。）を添付して提出すること。

ただし、資料（別表において「省略可」とされたものに限る。）について、既に提出済（最新の内容であること。）である旨を参加申請書に記載した場合には、添付を要しない。

（２）落札候補者が提出する書類

開札後、落札候補者（予定価格の範囲内で最低の価格（最低制限価格を下回った場合を除く。）をもって入札した者をいう。以下同じ。）となった者には、その旨を直ちに通知するので、当該落札候補者は、市長が指定する日時（遅くとも開札の翌日の正午までとする。）までに、資格要件確認申請書（別表で指定した添付書類一式を含め、以下「確認申請書」という。）を調達案件ごとに提出すること。

なお、審査の結果、当該落札予定者が２に掲げる資格を有するものと認められなかった場合には、次順位以下の者について、順次同様の手続きを行うものとする。

（３）　提出期間

ア　参加申請書の提出期間は、調達案件ごとに別表で定める（うち、岩見沢市の休日に関する条例（平成３年条例第１号）に規定する休日（以下「土曜日、日曜日及び休日」という。）を除く。）。

イ　入札参加希望者は、参加申請書を提出する日までに、ＩＣカードによる利用者登録を行うこと。

ただし、システムの不具合等のやむをえない理由により紙入札を行う者についてはこの限りではない。

（以下、前者を「インターネット利用者」、後者を「紙入札利用者」という。）。

（４）　提出場所

〒068-8686　岩見沢市鳩が丘１丁目１番１号
岩見沢市総務部契約検査管理課
（電話 0126-23-4111、ＦＡＸ 0126-23-7118）

（５） 提出方法

ア　インターネット利用者

①　参加申請書は、資料とともに電子入札システムにより提出するものとする（申請書のファイル名は、「調達番号＋申請者の商号又は名称」とすること）。

なお、やむを得ない事情がある場合には、参加申請書を電子入札システムにより提出し、資料を一式でイ②の期間内に持参して提出することができる。

②　参加申請書の提出時間は、（３）アの期間内における電子入札システムの利用可能時間内とする。

③　確認申請書は、一式を持参して提出するものとする。（ファクシミリ不可）

イ　紙入札利用者

①　参加申請書（資料を含む。）又は確認申請書は、一式を持参して提出するものとする。（ファクシミリ不可）

②　①の提出時間は、（３）アの期間内における毎日午前９時から午後５時３０分までとする。

（６） その他

ア　申請書等の様式は、岩見沢市ホームページ（契約検査管理課「入札・契約情報」のページ。以下同じ）に掲載する。

イ　資料その他の書類の作成に要する経費は、申請者の負担とする。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

４　入札参加資格の審査

入札参加希望者が２に掲げる資格を有するかどうかの審査は、開札の執行後に、落札候補者に対して行うものとする（この間、落札を保留する）。

なお、参加申請書の受理について、インターネット利用者には電子入札システムにより、紙入札利用者には書面等（メール・ファクシミリなど）により、別表で定めた日までに通知する。

５　契約条項を示す場所

上記３の（４）に同じ

なお、この公告に掲載した内容をもって入札説明書に代えるものとする。また、公告の写しを岩見沢市ホームページに掲載するほか、契約条項を示す場所でも配布する。

６　入札書の提出方法及び期間

（１） 入札書の提出方法

ア　インターネット利用者は、電子入札システムにより提出すること。

イ　紙入札利用者は、上記３の（４）に持参すること。（郵送等による提出不可）

（２） 提出期間及び時間

調達案件ごとに別表で定めた期間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のうち、次の時間内とする。

ア　インターネット利用者は、電子入札システムの利用時間内とする。

イ　紙入札利用者は、毎日午前９時から午後５時３０分までとする。

（３） その他

入札参加希望者は、見積もった金額の積算内訳書（工事費内訳書又は科目別内訳書等）を次の方法により提出すること。なお、積算内訳書の提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア　インターネット利用者は、電子入札システムによる入札書提出時に、電子ファイルにより提出すること。なお、ファイル名は「調達番号＋入札者の商号又は名称」とすること。

イ　紙入札利用者は、調達番号、調達名称及び入札者の商号又は名称を記載した封筒に積算内訳書を

封入し、封かん、封印のうえ、入札書の提出時に受付に提出すること。

ウ　やむをえない理由により紙入札を利用する者については入札期間最終日までに紙入札利用申請を行うこと。

エ　区分が「建設工事」の場合、積算内訳書には、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛け金、安全衛生経費を明示すること。

7　開札の執行日時及び場所

調達案件ごとに別表で定める。

なお、開札は非公開とし、当該開札日時に執行する案件に係る入札者の中で立会いを希望する者、開札に立会う入札参加者がいない場合は入札事務に関係のない本市職員の立会いの下で執行する。

8　入札保証金及び契約保証金等

（1）　入札保証金　　免除する。

（2）　契約保証金　　調達案件ごとに別表で定める。

9　入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

10　消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、入札参加資格審査申請以降、落札時点までに変更がある場合は申し出ること。落札日以降に変更があった場合も速やかに申し出ること。

11　工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第２０条の２第２項の規定に基づき、建設業法施行規則第１３条の１４第２項において定める工期又は請負代金額の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までの間に、契約検査管理課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のために必要な情報と併せて通知すること。（区分が「建設工事」の案件に限る。）

12　図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の頒布又は閲覧（以下「閲覧等」という。）

（1）設計図書等は、調達案件ごとに別表で定めた方法により閲覧等に供する。

（2）別表において閲覧等の方法が「岩見沢市入札情報システムよりダウンロード」とされている場合には、パスワード交付申請書兼回答書（様式は、岩見沢市ホームページの「様式集」に掲載する。）を持参又はファクシミリ等により提出すること。

ア　受付期間　　調達案件ごとに別表８の（２）で定めた日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前９時から午後５時３０分までとする。

イ　提出場所　　上記３の（４）に同じ

ウ　入札参加希望者は、パスワード交付申請書兼回答書を提出し、本市からパスワードを取得することを必須とし、パスワードを取得しなかった者が行った入札は無効とする。また、本市が発行したパスワード回答書については、本市から提出を求められることがあるので、入札終了まで保管しておくこと。

（3）（2）の場合における設計図書等のダウンロード可能時間は午前８時から午後８時（土曜日、日曜日及び休日並びにメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）までとなっているので留意すること。

（4）設計図書等に関する質問は、質疑書（様式は、岩見沢市ホームページの「様式集」に掲載する。）によるものとし、持参又はファクシミリ等により提出すること。

ア　受付期間　　調達案件ごとに別表で定めた日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前９時から午後５時３０分までとする。

イ　受付場所　　上記３の（４）に同じ

ウ　質疑書をファクシミリ等で提出したときは、イの受付場所に電話による確認を行うこと。なお、本市が当該質疑書を受領したときは、その翌日（土曜日、日曜日及び休日を含めない。）までに、ファクシミリ等で受領確認の通知をするので、当該通知がない場合にも、必要に応じて電話による確認を行うこと。

（５）質問に対する回答は、別表で定めた日までに入札参加希望者にファクシミリ、閲覧又はCD-R等、適宜の方法で通知する。

12　支払条件

（１）　前金払　　調達案件ごとに別表で定める。

（２）　中間前金払　　調達案件ごとに別表で定める。（区分が「建設工事」かつ工期が９０日以上の調達案件に限る。）

（３）　部分払　　調達案件ごとに別表で定める。なお、本事項及び（２）の事項については、契約締結時にいずれかを選択の上、契約書を作成し、契約締結後の変更は認めない。

13　契約書作成の要否　要

14　予定価格等

（１）　予定価格は、調達案件ごとに別表で定める。

（２）　最低制限価格の設定については、調達案件ごとに別表で定める（最低制限価格を下回った者は、落札外とする。）。

15　再度入札等

（１）　別表において予定価格を公表している場合には、入札の執行回数を１回とし、再度の入札は行わない。

（２）　別表において予定価格を事後公表としている場合には、入札の執行回数を２回までとする。なお、再度の入札を執行するときは、インターネット利用者には電子入札システムにより、紙入札利用者には書面等（メール・ファクシミリなど）により再入札通知書を送付するので、入札者は当該通知の受領後、指定された時間内（原則として開札日当日となる。）に再度の入札書を提出すること。

16　電子入札に関する事項

（１）　電子入札システムに障害が発生し、電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。

（２）　電子入札システムの運用時間は、毎日午前８時から午後８時まで（土曜日、日曜日及び休日並びにメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）とする。

（３）　その他、電子入札に係る運用は、「岩見沢市電子入札運用基準」（岩見沢市ホームページに掲載している。）によるものとする。

17　その他

（１）　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、岩見沢市電子入札規則（平成１４年規則第１５号）第７条各号に掲げる入札、予定価格を事前公表している場合における予定価格を超える額でした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）　入札に参加する者は、入札心得（岩見沢市ホームページに掲載している。）を承知すること。

（３）　やむを得ない事由のため、この入札の執行を延期又は中止することがある。

（４）　談合情報があった場合、入札の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び積算の内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。

（５）　入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取り止めまたは入札を無効とすることがある。

（６）　談合等の不正行為が明らかになった場合は、契約を解除することがある。また、賠償金として請負金額の１０分の２に相当する額を請求することがある。

別表（調達番号　１３０６　　）

１　入札に付する事項

⑴　調達名称　　令和８年度日の出台団地１号棟外３電灯設備改修工事

⑵　区分　　建設工事

⑶　工事（業務）場所　　日の出台６丁目５１８番

⑷　工期（業務期間）　　令和　８年　７月１６日　から　　令和　９年　２月２６日　まで

⑸　工事等の種別　　電気工事

⑹　工事（業務）の概要

日の出台団地１～４号棟、共用部外のＬＥＤ改修工事

⑺　分別解体等の実施の義務付け　　不要

⑻　本工事は、週休２日の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。

２　予定価格等

⑴　入札書比較価格　　19,220,000　円（税抜き予定価格）

⑵　最低制限価格　　設定する

３　入札に参加する者に必要な資格　（公告本文に記載の要件も併せて満たすこと。）

⑴　令和７・８年度岩見沢市入札参加資格者名簿の登録内容

ア　工事等種別　　電気工事（Ａランク）

イ　営業所区分　　「市内」又は「準市内」

⑵　対応許可又は登録　　電気工事

⑶　設計業務等の受託者　　なし

⑷　その他　　単体企業とする。

４　入札の参加資格審査申請

⑴　参加申請書に添付する資料

○ 建設業許可通知書及び許可申請書別表の写し（省略可）

○ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（省略可）

○ 資本関係・人的関係に関する調書（省略可）

⑵　参加申請書の提出期間　　令和　８年　６月２４日　午前９時　　から
令和　８年　７月　２日　午後５時３０分まで

⑶　参加申請書の受理を通知する日　令和　８年　７月　３日　まで

⑷　落札候補者が開札後、資格要件確認申請書に添付して提出する書類

○ 配置予定技術者調書及びその資格者証の写し

５　入札書の提出期間　　令和　８年　７月　６日　午前９時　　から
令和　８年　７月　７日　午後５時３０分まで

６　開札の執行日時及び場所

⑴　開札日時　　令和　８年　７月　９日　　午前１０時

⑵　開札場所　　岩見沢市鳩が丘１丁目１番１号 岩見沢市役所（電子入札室２）

７　契約保証金（契約金額の100分の10以上）

「建設工事」のうち、契約金額が200万円以上の場合、要

８　設計図書等の閲覧等

⑴　閲覧等の方法　　岩見沢市入札情報システムよりダウンロード
※設計図書等にはパスワードを付しているので、閲覧等を希望する者は（２）閲覧等の期間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前９時から午後５時３０分までにパスワード交付申請書兼回答書を持参又はファクシミリで提出すること。ただし、提出できるのは上記３の要件を満たす者のみとする。

⑵　閲覧等の期間　　令和　８年　６月２４日　から　令和　８年　７月　６日　まで
※ダウンロード可能時間：午前８時から午後８時まで（土曜日、日曜日及び休日並びにメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）

⑶　質問の受付期間　　令和　８年　６月２４日　から　令和　８年　７月　２日　まで

⑷　回答する期間　　令和　８年　６月２５日　から　令和　８年　７月　６日　まで

９　支払条件

⑴　前金払　　次の条件により支払う。

ア　「建設工事」　　契約金額が250万円以上の場合、契約金額の4割に相当する額以内

イ　「業務委託」　　契約金額が100万円以上の場合、契約金額の3割に相当する額以内

⑵　中間前金払　　契約金額が250万円以上の場合、契約金額の2割に相当する額以内
ただし、部分払に代えて支払を希望するときのみ

⑶　部分払　　２回以内